

CLAYTON UTZ

豪州鉱業投資セミナー

クレイトン・ユッツ法律事務所
パートナー
弁護士 加納寛之

2008年10月24日

講演内容

1. ラッド新政権の対豪資源投資への対応
 1. 対豪直接投資に対する規制の枠組み
 2. ラッド新政権の対応－外国政府企業による資源投資の規制状況
2. BHP ビリトンによるリオ・ティント買収の最近の動向
 1. 豪州独占禁止法とオーストラリア競争消費者委員会
 2. 公表された豪州側買収許可の理由と分析
3. 西豪州の政権交代が豪州ウラン鉱山政策に及ぼす影響と今後の展望
 1. 世界における豪州ウランの位置づけと現在の状況
 2. 豪州のウラン政策上の問題点と今後の展望
 3. 豪州のウラン規制上の問題点と今後の展望

外資審議委員会

(Foreign Investment Review Board - "FIRB")

- 外国投資に関する政策と執行に関する連邦政府の諮問機関
- 外資審議委員会の役割
 - 外資買収法の運用・執行
 - 豪州の外国投資に関する政策の立案
- 外資審議委員会の承認は、「外国投資家」がオーストラリアの会社・事業・資産に関する「重大な利益」を取得する前に必要
- 「外国投資家」とは？
- 「重大な利益」とは？

外資審議委員会に対する届出・承認

1. 一般的基準（買収対象の資産価値・取得比率）
 1. 豪州企業・事業（1億ドル以上）の株式・権益の15%以上
 2. 外国企業（豪州子会社・豪州資産が2億ドル以上、または豪州子会社・豪州資産が資産の50%以上）の15%以上
 3. 新豪州企業・新規豪州事業（1,000万ドル以上）の立上げ
2. 特則（買収対象の資産価値・取得比率に関係なし）
 1. 土地（各種リース・鉱業権を含む）の取得
 2. 外国政府、政府機関、外国政府系ファンドによる買収

外資審議委員会による審査手続き

- 事前届出－義務的届出と自主的届出
- 考慮期間－40日間
- 有効期間－12ヶ月間
- 審査結果－連邦財務大臣の自由裁量
 1. 買収提案の許可
 2. 買収提案の禁止（「国益」基準）
 3. 買収提案の条件付許可

「国益 (National Interest)」基準

- 外資買収法に定義なし
- 外資政策 (高度に政治的)
- 外資審議委員会・連邦財務大臣の広い裁量
- 事案ごとの個別的判断
- 判断要素
 - 積極 (経済効果・雇用促進・技術導入・資源開発)
 - 消極 (国家安全保障・地域利益)

講演内容

1. ラッド新政権の対豪資源投資への対応
 1. 対豪直接投資に対する規制の枠組み
 2. **ラッド新政権の対応ー外国政府企業による資源投資の規制状況**
2. BHP ビリトンによるリオ・ティント買収の最近の動向
 1. 豪州独占禁止法とオーストラリア競争消費者委員会
 2. 公表された豪州側買収許可の理由と分析
3. 西豪州の政権交代が豪州ウラン鉱山政策に及ぼす影響と今後の展望
 1. 世界における豪州ウランの位置づけと現在の状況
 2. 豪州のウラン政策上の問題点と今後の展望
 3. 豪州のウラン規制上の問題点と今後の展望

新ガイドラインー外国政府企業による投資

- 2008年2月17日、連邦財務大臣により発表
- 外国政府、外国政府機関、外国政府が所有する企業、外国政府系ファンド等による投資を対象
- 今までの外資規制・ガイドラインに追加
 - 特則(買収対象の資産価値・取得比率に関係なし)
 - 「国益」が基準
 - 外資審議プロセス・判断基準の透明性を高める目的
- 6項目の追加的な判断要素

6項目の追加的な判断要素

1. 外国政府からの独立性(企業統治・資金調達など)
2. 法の遵守と共通のビジネス行動規範(投資方針など)
3. 市場競争に対する影響(競争の阻害、不当な支配・集中の有無など)
4. 豪州の歳入その他の政策との融合性(税・環境など)
5. 豪州の国家安全保障(国防戦略に与える影響など)
6. 豪州の事業に与える影響全般(積極・消極要因)

最近の中国政府企業の動向と豪州の対応

1. 2008年8月24日、中国アルミ業公司 (Chinalco) によるリオ・ティント株 (ロンドン証券取引所) の最大14.99%の取得につき、豪州連邦スワン財務大臣が2つの条件付で許可を与える。
 1. 豪州政府の更なる事前の許可なしに株式保有を増やさない
 2. 中国アルミはリオ・ティントの取締役の指名・就任を求めない
2. 2008年9月21日、中鋼集団公司 (Sinosteel) によるMurchison株の最大49.9%の取得につき、スワン財務大臣が許可。
 1. 中鋼集団はMidwest社の97%以上の株を既に取得
 2. 西豪州政府、Murchisonと三菱のJVIに新港湾施設建設権付与
 3. 当初はMurchison株の最大100%の取得を申請するも一旦撤回
 4. Mid-West地区の所有の多様性、複数の投資家への機会確保

ラッド新政権の対豪資源投資への対応

1. 判断基準は常に「国益」(高度に政治的)
2. 外国政府企業による資源投資には慎重な姿勢
3. 外国政府企業による投資は49.9%が上限か？
4. ケース・バイ・ケースの対応
5. 政権発足当初の親中路線への転換は憶測止まり？
6. 世界的な金融危機がもたらす影響は？

講演内容

1. ラッド新政権の対豪資源投資への対応
 1. 対豪直接投資に対する規制の枠組み
 2. ラッド新政権の対応－外国政府企業による資源投資の規制状況
2. BHP ビリトンによるリオ・ティント買収の最近の動向
 1. **豪州独占禁止法とオーストラリア競争消費者委員会**
 2. 公表された豪州側買収許可の理由と分析
3. 西豪州の政権交代が豪州ウラン鉱山政策に及ぼす影響と今後の展望
 1. 世界における豪州ウランの位置づけと現在の状況
 2. 豪州のウラン政策上の問題点と今後の展望
 3. 豪州のウラン規制上の問題点と今後の展望

豪州独占禁止法と競争・消費者委員会

1. 豪州の独占禁止法

1. 取引慣行法50条(合併・買収規制)
2. 競争の大幅な減少、又はその可能性のあるもの
3. 「市場」—オーストラリアにおける重要な市場

2. オーストラリア競争・消費者委員会("ACCC")

1. 日本の公正取引委員会と同種の権限・機能
2. 公正な競争と取引の促進、消費者保護
3. 合併・買収規制 — 許可、条件付許可、禁止

ACCCの買収審査の基準・要素

- 輸入がどの程度「市場」における競争をもたらすか？
- 「市場」への参入障壁は高いか？
- 「市場」における集中のレベルはどの程度か？
- 「市場」における拮抗力(他の競争者の競争力)はあるか？
- 買収後の企業が大幅な価格を上昇・維持できるか？
- どの程度「市場」に利用可能な競争企業がいるか？
- 「市場」の全体的考察(成長、革新、商品差別化など)
- 買収により実質的な競争者が阻害・排除されるかどうか？
- 「市場」の垂直的統合の性質と程度など

ACCCの買収審査の経緯

- 2008年6月6日：ACCCが買収審査開始
- 2008年6月17日：ACCCがBHPに追加情報提出要求
- 2008年7月11日：BHPがACCC要求の情報全てを提出
- 2008年7月22日：ACCCがBHPに更なる追加情報提出要求
- 2008年8月20日：BHPがACCC要求の再追加情報を提出
- 2008年8月22日：ACCCが潜在的な問題点（鉄鉱石）を公表
- 2008年9月5日：他の利害関係者からの意見・申請の受付締切
- 2008年10月1日：ACCCが買収に反対しない旨を公表

講演内容

1. ラッド新政権の対豪資源投資への対応
 1. 対豪直接投資に対する規制の枠組み
 2. ラッド新政権の対応ー外国政府企業による資源投資の規制状況
2. BHP ビリトンによるリオ・ティント買収の最近の動向
 1. 豪州独占禁止法とオーストラリア競争消費者委員会
 2. **公表された豪州側買収許可の理由と分析**
3. 西豪州の政権交代が豪州ウラン鉱山政策に及ぼす影響と今後の展望
 1. 世界における豪州ウランの位置づけと現在の状況
 2. 豪州のウラン政策上の問題点と今後の展望
 3. 豪州のウラン規制上の問題点と今後の展望

ACCCが公表した買収審査の評価

1. ACCCが買収審査に関する評価を公表する場合

1. 買収に反対する場合
2. 買収を条件つきで許可する場合
3. 買収当事者が公表を希望する場合
4. 買収審査に関して重要な問題点を含む場合

2. ACCCが公表する買収審査評価に関する注意点

1. ケース・バイ・ケースの審査（一般化は危険）
2. 一定の機密情報は開示されない（あくまで表向き）

ACCCが買収に反対しない理由(鉄鉱石)

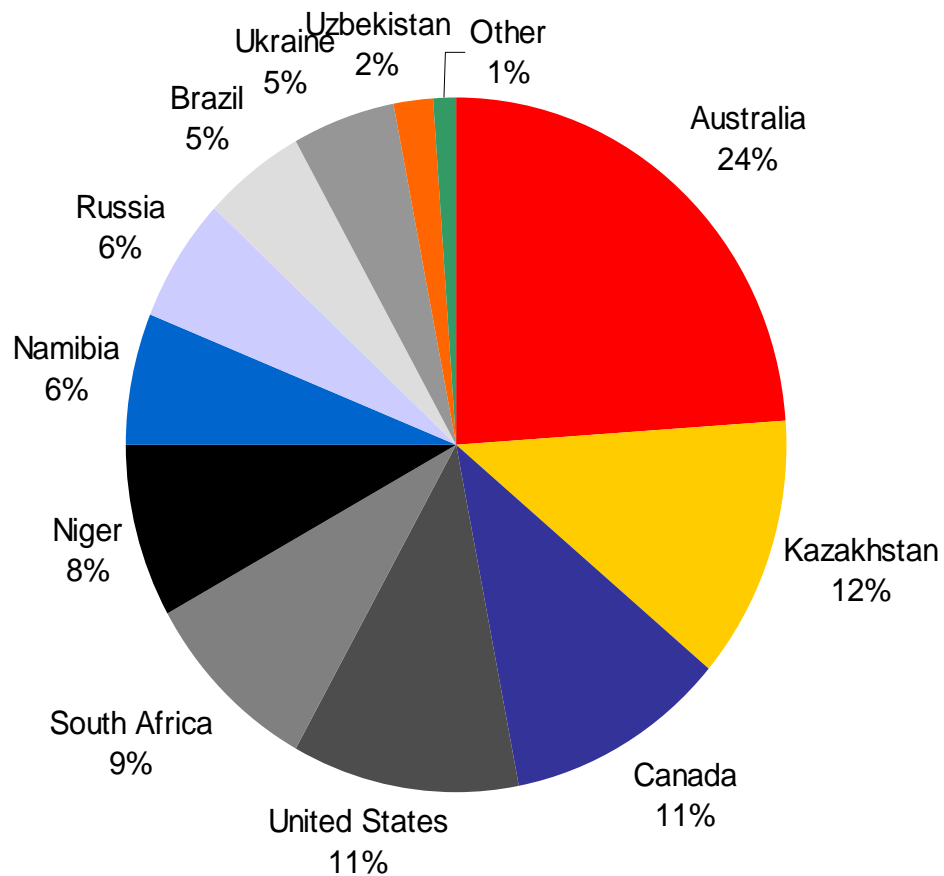
- 輸入がどの程度「市場」における競争をもたらすか？
- 「市場」への参入障壁は高いか？
- 「市場」における集中のレベルはどの程度か？
- 「市場」における拮抗力(他の競争者の競争力)はあるか？
- 買収後の企業が大幅な価格を上昇・維持できるか？
- どの程度「市場」に利用可能な競争企業がいるか？
- 「市場」の全体的考察(成長、革新、商品差別化など)
- 買収により実質的な競争者が阻害・排除されるかどうか？
- 「市場」の垂直的統合の性質と程度など

講演内容

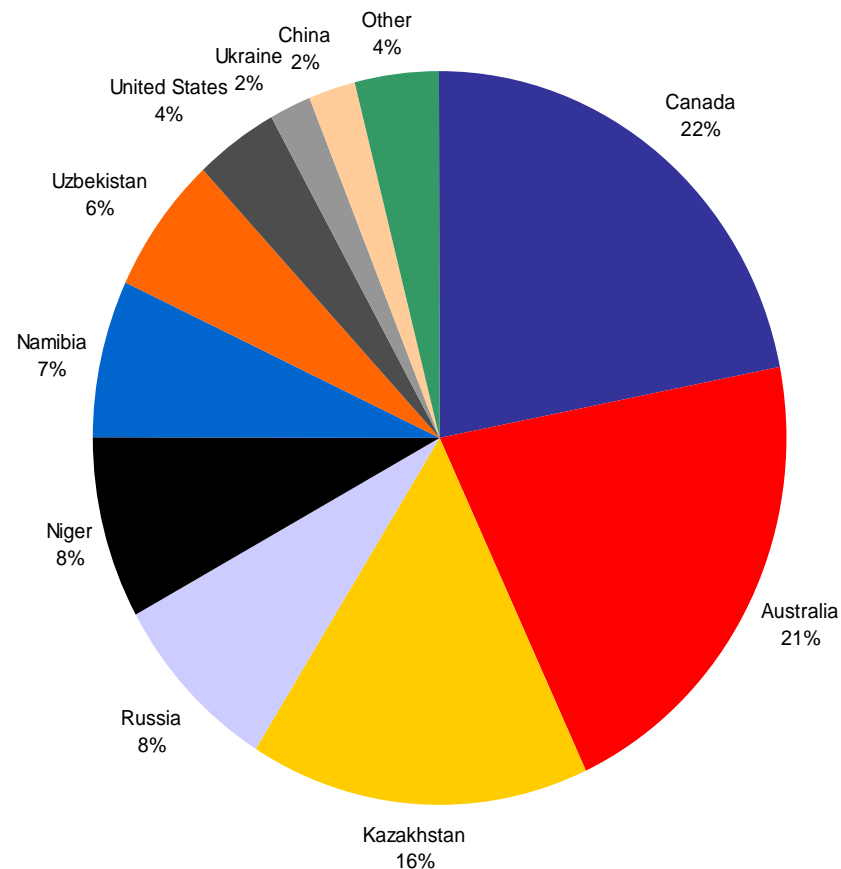
1. ラッド新政権の対豪資源投資への対応
 1. 対豪直接投資に対する規制の枠組み
 2. ラッド新政権の対応－外国政府企業による資源投資の規制状況
2. BHP ビリトンによるリオ・ティント買収の最近の動向
 1. 豪州独占禁止法とオーストラリア競争消費者委員会
 2. 公表された豪州側買収許可の理由と分析
3. 西豪州の政権交代が豪州ウラン鉱山政策に及ぼす影響と今後の展望
 1. **世界における豪州ウランの位置づけと現在の状況**
 2. 豪州のウラン政策上の問題点と今後の展望
 3. 豪州のウラン規制上の問題点と今後の展望

世界のウラン埋蔵量と生産量

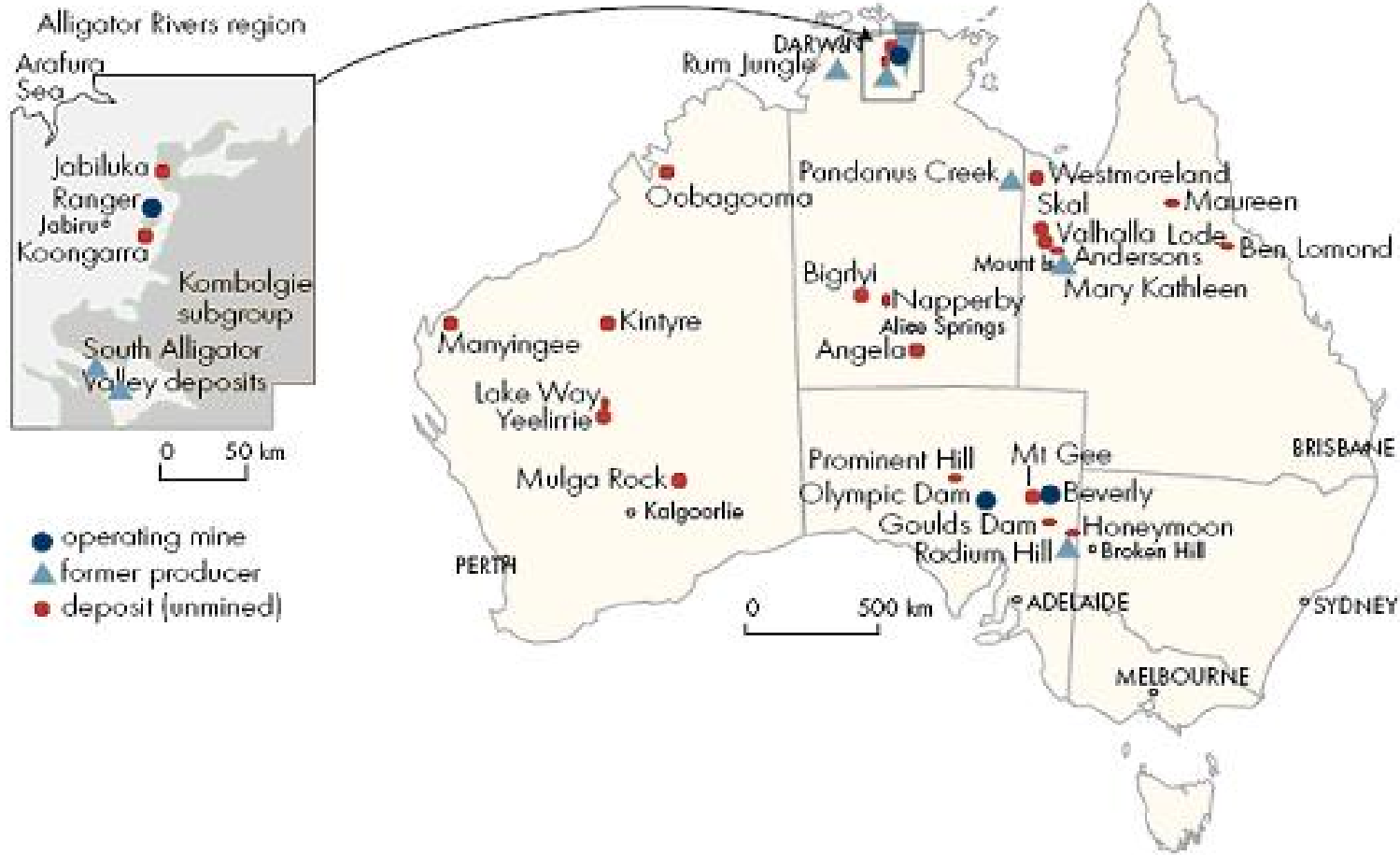
ウラン埋蔵量(2007年)



ウランの第一次生産(2007年)



豪州における主要なウラン鉱床の分布

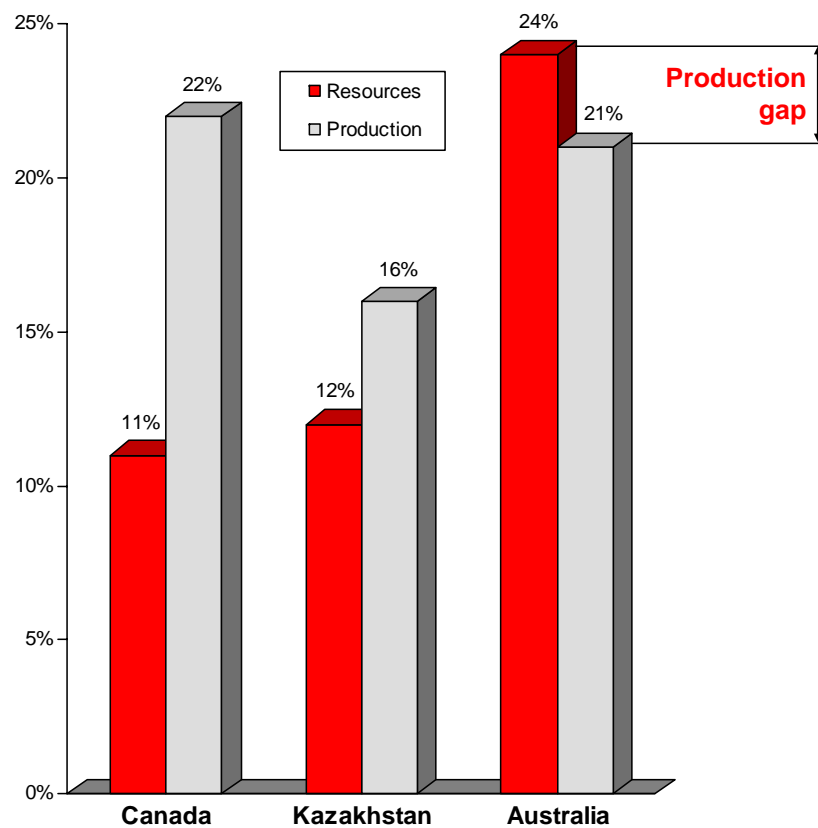


豪州における地域別ウラン埋蔵量

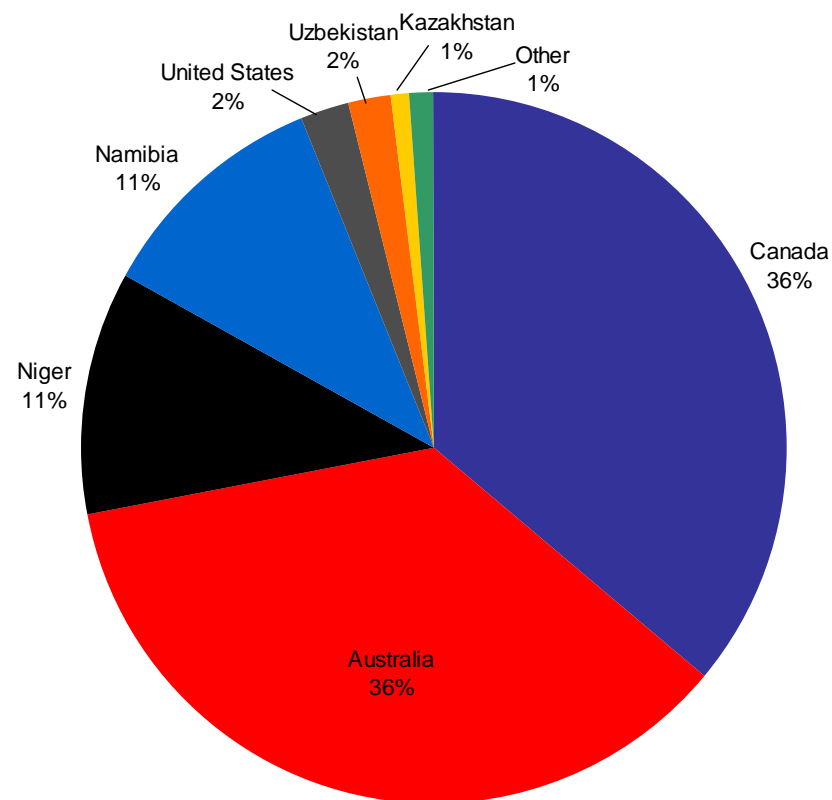
	確定的埋蔵量				推定埋蔵量				総確認埋蔵量(左記の合計)			
	Cost Range				Cost Range				Cost Range			
	< US\$40/kg U		< US\$80/kg U		< US\$40/kg U		< US\$80/kg U		< US\$40/kg U		< US\$80/kg U	
	t U ₃ O ₈	%	t U ₃ O ₈	%	t U ₃ O ₈	t U ₃ O ₈	t U ₃ O ₈	t U ₃ O ₈	%	t U ₃ O ₈	%	
SA	604 733	72	604 733	70	347 688	358 879	952 421	74	963 612	72		
NT	152 178	18	155 583	18	80 239	86 538	232 417	18	242 121	18		
WA	70 277	8	72 626	8	8 811	22 930	79 088	6	95 556	7		
Qld	16 575	2	30 506	4	9 600	14 771	26 175	2	45 277	3		
NSW	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Vic	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Tas	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Total	843 763	100	863 448	100	446 338	483 118	1 290 101	100	1 346 566	100		

埋蔵量と生産量(世界比率)の比較

確定的埋蔵量比率と生産量比率の比較(2007年)



日本のウラン輸入先国の比率(2005年)



講演内容

1. ラッド新政権の対豪資源投資への対応
 1. 対豪直接投資に対する規制の枠組み
 2. ラッド新政権の対応－外国政府企業による資源投資の規制状況
2. BHP ビリトンによるリオ・ティント買収の最近の動向
 1. 豪州独占禁止法とオーストラリア競争消費者委員会
 2. 公表された豪州側買収許可の理由と分析
3. 西豪州の政権交代が豪州ウラン鉱山政策に及ぼす影響と今後の展望
 1. 世界における豪州ウランの位置づけと現在の状況
 2. **豪州のウラン政策上の問題点と今後の展望**
 3. 豪州のウラン規制上の問題点と今後の展望

日本における統治権限の分化

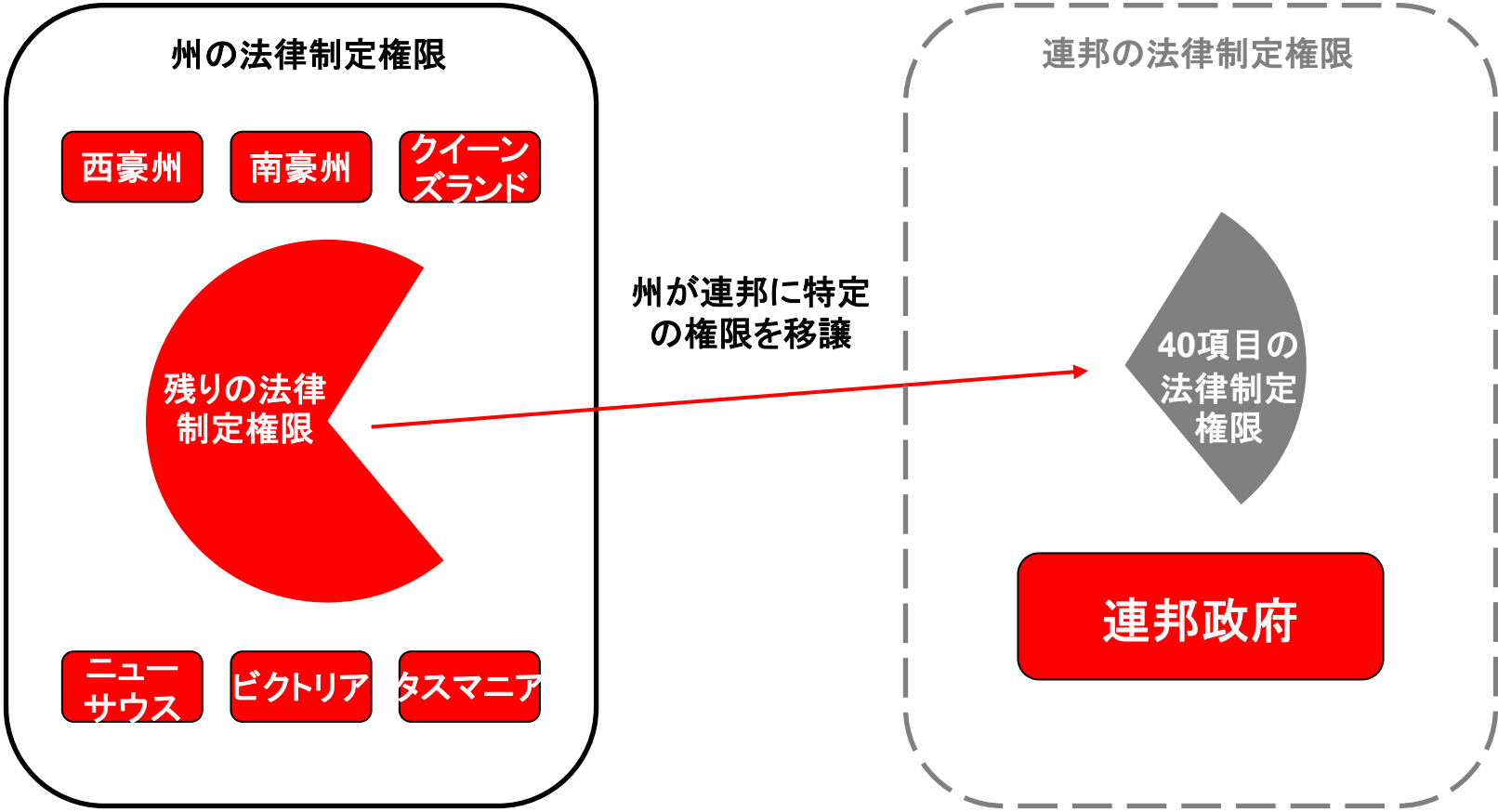
法律

優越

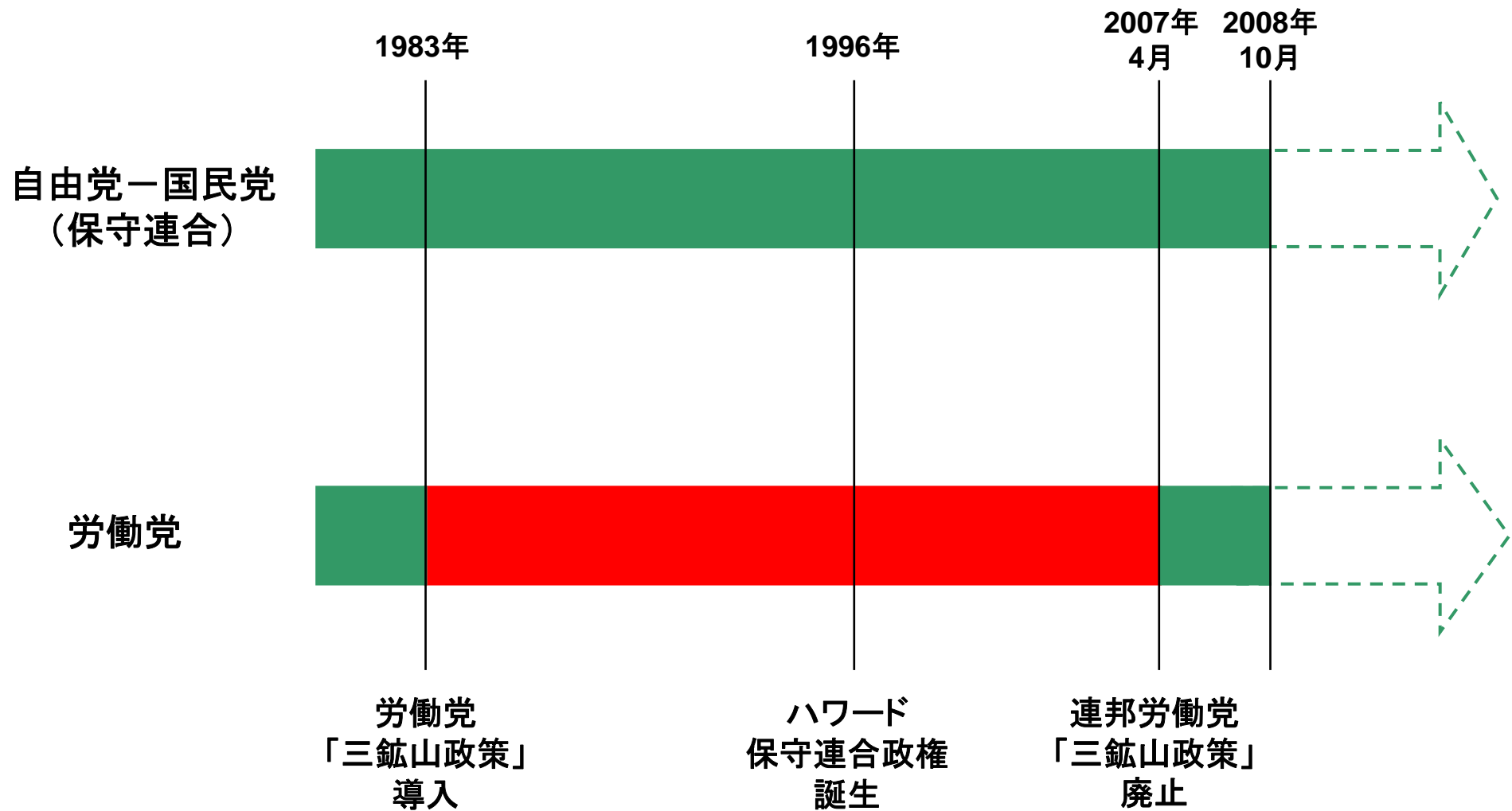
条例



豪州における権限の分化



ウラン政策 — 連邦レベル



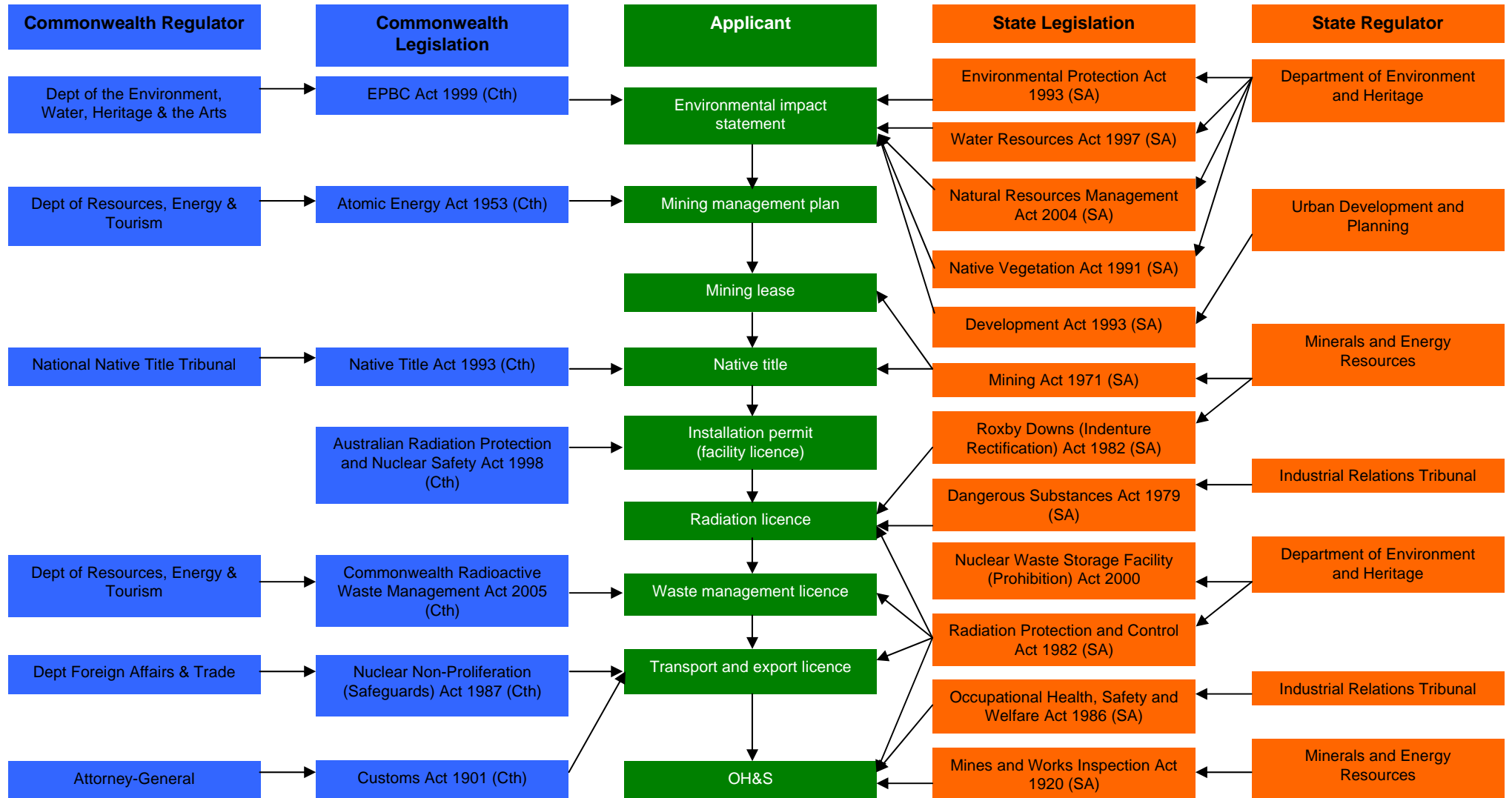
ウラン政策 — 州・準州レベル

州・準州	探鉱	鉱山開発・採鉱	備考
西豪州	可	不可 → 可 (2008年9月)	新保守連合政権がウラン鉱山開発許可 路線をとる
南豪州	可	可	Olympic Dam鉱山とBeverly鉱山が操業中、 Honeymoon鉱山が2009年に操業開始予定
北部準州	可	可	Ranger鉱山操業中
クイーンズ ランド州	可	不可	クイーンズランド州政府に対しウラン政策 変更を求める声が高まる

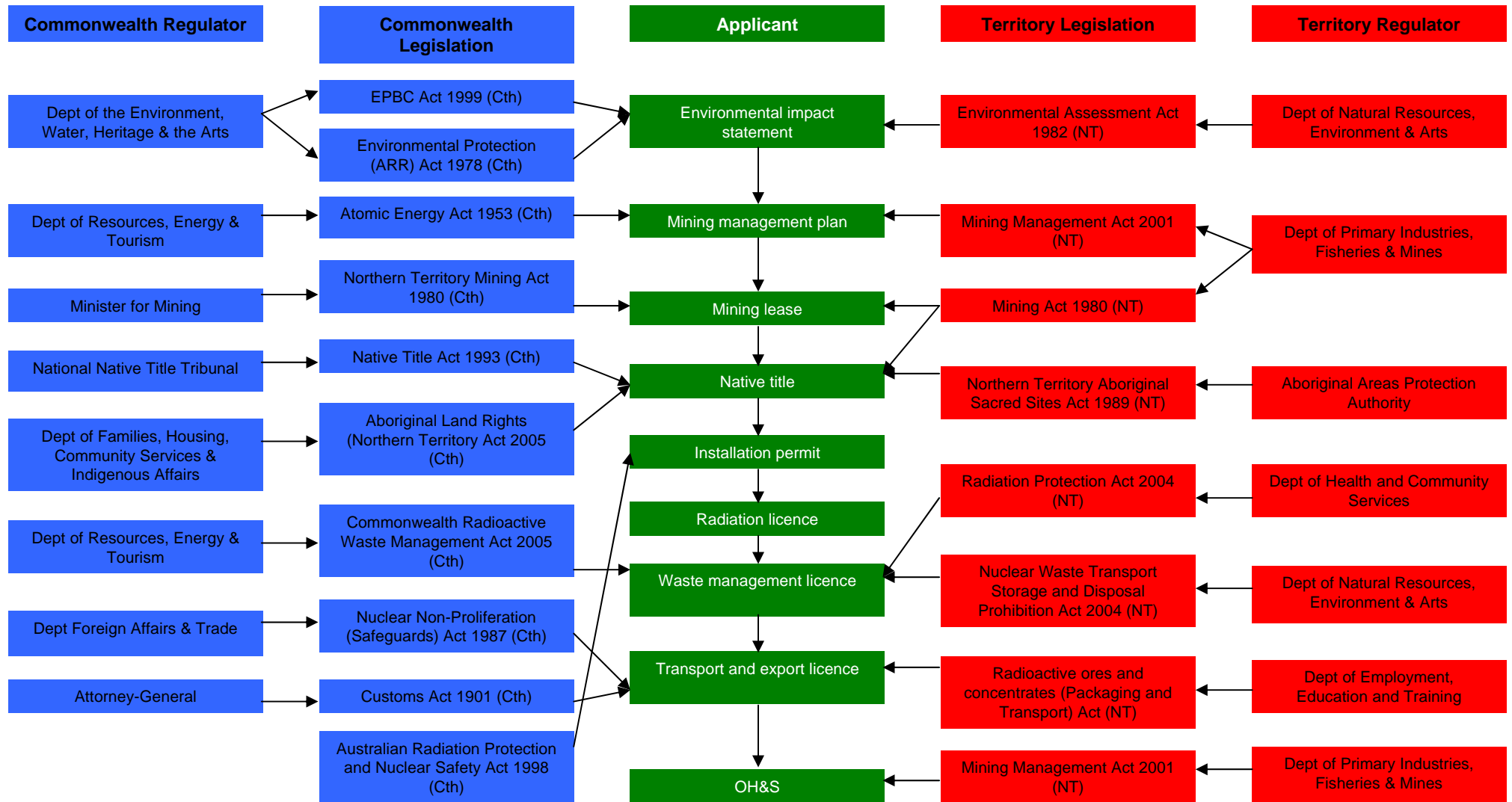
講演内容

1. ラッド新政権の対豪資源投資への対応
 1. 対豪直接投資に対する規制の枠組み
 2. ラッド新政権の対応－外国政府企業による資源投資の規制状況
2. BHP ビリトンによるリオ・ティント買収の最近の動向
 1. 豪州独占禁止法とオーストラリア競争消費者委員会
 2. 公表された豪州側買収許可の理由と分析
3. 西豪州の政権交代が豪州ウラン鉱山政策に及ぼす影響と今後の展望
 1. 世界における豪州ウランの位置づけと現在の状況
 2. 豪州のウラン政策上の問題点と今後の展望
 3. **豪州のウラン規制上の問題点と今後の展望**

南豪州におけるウランの規制



北部準州におけるウランの規制



ウラン規制権限の強制移管の可能性

- 権限の強制移管（ハワード政権が検討）
 1. 豪州連邦憲法51条20項
 - 「会社」を規制する連邦の権限
 - (例)「Work Choices」(連邦労働)立法
 2. 豪州連邦憲法51条29項＋39項
 - 「対外事項(外務)」を規制する連邦の権限
 - 「付随事項」に関する連邦の権限
 - あわせ技

ウラン規制権限の合意による移譲の可能性

- 友好的権限委譲（ラッド新政権？）
 - 豪州連邦憲法51条37項
 - 各州は自己の権限を連邦に自主的に委譲できる
 - (例) 2001年制定連邦会社法

CLAYTON UTZ